



神奈川の風



平成27年5月1日号

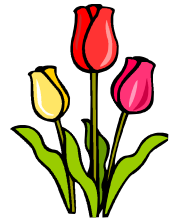
校長 吉江 明洋

< ゴールデンウィーク^{さいじき}歳時記 >

皐月となって、明日からは5連休。そこで、毎年恒例のGW歳時記です。祝日にも様々な意味が込められています。その由来を理解して有意義な休日としましょう。

○ 4月29日(水)『昭和の日』

もとは、昭和の「天皇誕生日」。1989年(平成元年)に「みどりの日」と変更されましたが、祝日法の改正で、2007年(平成19年)から「みどりの日」は5月4日に移動し、4月29日は新しく「昭和の日」と制定されました。



○ 5月3日(日)『憲法記念日』



日本国憲法は1946年(昭和21年)11月3日に公布され、翌年5月3日に施行されました。これを記念して制定された祝日。日本国憲法は、主権在民・戦争放棄・基本的^{こっし}人権などを骨子として、文化国家として発展することを宣言した平和憲法です。

○ 5月4日(月)『みどりの日』

5月3日～5日を三連休とするために1986年(昭和61年)に「国民の休日」として設けられましたが、祝日法の改正で2005年(平成17年)からは「みどりの日」と名称が改められました。



○ 5月5日(火)『こどもの日』(端午^{たんご}の節句^{せつく})



1948年(昭和23年)に「子どもの人格を重んじ、子どもの幸福をはかるとともに、母に感謝する」として、祝日法で5月5日に決められました。また、1951年(昭和26年)5月5日には、児童憲章が定められ「児童は、人として^{とうと}貴ばれる。児童は社会の一員として重んじられる。児童はよい環境で育てられる」と制定され、こどもの日から一週間が「児童福祉週間」となっています。

< 有意義なGWとしましょう >

この時期は毎年、海や山など行楽地や繁華街での事故報道も多くなります。日常の生活だけでなく、部活動でも試合会場への行き帰りなどは、多くの部員で混雑する交通機関を利用します。日頃から顧問の先生に指導されていると思いますが、神奈川中の生徒として公共の場所で一般の方々に迷惑をかけないように、しっかりしたマナーはもちろんですが、常に身の安全を心掛けて、思わぬ事故に巻き込まれないように十分に注意をして活動しましょう。みなさんにとって有意義なGWとなることを期待しています。

